

**令和4年度沖縄国際物流ハブ活用推進事業(海外販路開拓)事業  
公募要領**

本公募は、令和4年度当初予算成立を前提とした年度開始前の準備手続であり、県議会において当初予算案が否決された場合、または今後予定されている沖縄振興特別推進交付金に係る国からの交付決定(以下「交付決定」という。)がなされなかった場合、契約を締結できないことがありますのでご留意願います。

沖縄県では「令和4年度 沖縄国際物流ハブ活用推進事業」の一環として沖縄国際物流ハブ活用推進事業(海外販路開拓)を実施します。受託を希望される方は、本要領に従って企画提案書等を提出してください。

なお、現在、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い海外渡航が困難な状況が続いているため、海外へ渡航しなくても事業が円滑に進められる体制を整えた上でご応募ください。

1 委託事業名 令和4年度 沖縄国際物流ハブ活用推進事業(海外販路開拓)

2 事業目的

本事業では、沖縄国際物流ハブの機能を活用した県産品等の輸出拡大を目的に、アジア地域を対象とした関係商流構成事業者(※)間の協力・連携による販路開拓・拡大に向けた取組を支援し、貿易事業の持続・拡大に向けたノウハウやナレッジの蓄積とこれらの県内事業者への還元による輸出拡大を目指す。

(※)県内生産者/メーカー、県内貿易商社、海外生産者/メーカー、海外輸入事業者、海外卸・小売事業者を指します。

3 委託予定額 1件 8,166 千円 全体で3件の公募(総額 24,498 千円)

(消費税及び地方交付税含む)

1件の単位は、国・地域とし、複数応募は不可とする。

4 事業期間 契約締結の日から令和5年3月15日(水)

5 対象地域及び主な対象商材と方向性

次の【1】～【3】から選択

【1】シンガポール/モズクを含む水産物/商品形態と現地ニーズ調査、輸送ルート、価格等の  
実証検証

【2】韓国/主にシークワサー/現地訴求要素の仮説と検証、機能性等表示に関する調査

【3】【1】【2】以外のアジア地域/商材指定なし

6 応募条件

実施体制に県内生産者/メーカーの参画を必須とし、当該者による販売戦略(短・中期)の策定、また、シンガポール及び韓国においては当該地における県海外事務所との連携も必須とする。また、検証する内容は、県内貿易事業者等への波及効果を想定した事例であることを条件とします。

ex.)対象市場で訴求する機能性は何かについての AB テスト

A. 生活習慣病増加で予防意識が高い。糖吸収を押さえる成分にインパクトを置いたプロモーション実施

B. 美容への意識が高い。スーパーフードというワードを多用したプロモーション実施・・・

## 7 業務内容

- ア. 対象商材の市場における現況調査(把握)と販売戦略(短・中期)の策定
- イ. 仮説検証による販売促進の取組(約8か月間)
- ウ. ノウハウやナレッジ等の成功要素の整理、県内事業者への周知用報告書の作成

## 8 応募資格

次に掲げる要件を全て満たす者であることとします。

- (1) 日本国内で登録されている企業であること
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

〈地方自治法施行令〉

第167条の4第1項 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

- (3) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)に該当する者でないこと及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (4) 本事業の趣旨に沿った事業内容を企画し、運営する能力を有すること。
- (5) 業務進捗状況や内容等に関する打ち合わせに円滑に対応できる体制を有する者であること。
- (6) 業務を実施するための十分な人員体制を有するものであること。
- (7) 応募は共同企業体でも可とし、この場合の要件は以下のとおりとする。
  - ① 共同企業体を代表する事業者は(1)の要件を満たす者とし、代表者が応募を行うこと。
  - ② 共同企業体の構成員は上記応募資格(2)(3)(6)の要件を満たす者であること。
  - ③ 共同企業体の構成員のいずれかが、上記応募資格(4)(5)の要件を満たす者であること。
  - ④ 共同企業体の構成員が、単体企業として重複応募する者でないこと。
  - ⑤ 共同企業体を代表する事業者は、事業目的の達成のため構成員との連携を密にし、各事業の推進及び成果の達成を図ること。
  - ⑥ 共同企業体で応募する場合、共同企業体協定書をその他提出書類企画書等と併せて提出すること。
- (8) 1提案者(共同企業体で事業を実施する場合は1共同企業体)につき、1つの業務に対する提案は1件であること。

(9) 法人税、県税及び市町村税を滞納していないこと。

## 9 提案内容の要件

「沖縄国際物流ハブ活用推進事業(海外販路開拓)企画提案仕様書」のとおり

## 10 公募期間

令和4年2月16日(水)から3月7日(月)正午まで(必着)

提出先: 沖縄県商工労働部アジア経済戦略課 販路開拓班 宮城

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号(沖縄県庁8階)

電話番号 098-866-2340 FAX番号 098-866-2526

- 11 質疑受付期間 令和4年2月17日(木)~3月3日(木)正午まで※回答はアジア経済戦略課HP掲載

12 応募の手続き(スケジュール)

<p>質問受付期間</p>	<p>仕様書等に疑義がある場合、質問書[様式1]を記入し、電子メールにより提出してください。<a href="mailto:aa050075@pref.okinawa.lg.jp">aa050075@pref.okinawa.lg.jp</a></p> <p>① 質問受付期間 令和4年2月17日(木)～3月3日(木)正午</p> <p>② 質問提出先 沖縄県商工労働部アジア経済戦略課 販路開拓班</p> <p>※ 件名に「沖縄国際物流ハブ活用推進事業(海外販路拡大)公募に関する質問」と記載をお願いいたします。</p> <p>※ 回答はアジア経済戦略課HP本公募に係るページにて掲載します。 <a href="http://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/kokusaibutsuryu/index.html">http://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/kokusaibutsuryu/index.html</a></p>
<p>提案書提出</p>	<p>○提出期限:3月7日(月)正午まで</p> <p>応募書類等の提出は、持参又は郵送(簡易書留)により提出してください。なお、郵送の場合は提出期限必着とします。</p> <p>提出先:沖縄県商工労働部アジア経済戦略課 販路開拓班 宮城 宛 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号(沖縄県庁8階) 電話番号 098-866-2340 FAX番号 098-866-2526</p>
<p>一次審査</p>	<p>○開催予定日:令和4年3月9日(水)書面審査</p> <p>応募者多数の場合は、本公募要領「14 受託事業者の選定(2) 主な評価項目に沿った審査を行うこととし、審査経過等に関する問い合わせには応じない。</p> <p>○結果通知予定日:令和4年3月10日(木)</p>
<p>評価委員会</p>	<p>○開催予定日:令和4年3月15日(火)午後予定</p> <p>場所:沖縄県庁内会議室</p> <p>※ 詳細な時間帯は書類審査(1次審査)のうえ3月10日(木)までにメールにて御連絡します。</p> <p>なお、応募企業数によっては時間帯・場所が変更になる可能性がありますのでご了承ください。</p> <p>備考:1応募者から3名までの参加とさせていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・説明時間 15分以内、質疑 15分程度を想定しています。</li> <li>・説明は提出済の提案書のみを用いて行い、追加資料は不可とします。</li> <li>・紙資料による説明とし、プロジェクター等の使用はできません。</li> </ul> <p>○結果通知予定日:3月17日(木)</p>

### 13 提出書類及び必要部数等

下記様式2～7、その他資料を一連にして10セット(原本1部、コピー9部※すべて片面印刷)作成し、各セットの間には、インデックスで間切りを入れたうえで、長辺左側に穴を空け、1部ずつフラットファイルに綴り提出すること。パワーポイント等によるプレゼン資料を添付する場合は、A4横になるよう作成すること。両面印刷、また、必ずページ数を付すこと。

- (1)企画提案応募申請書[様式2]
- (2)企画提案書[様式3(様式3-1～3-7)]
- (3)会社概要表[様式4]
- (4)積算書(※1)[様式5]
- (5)実績書[様式6]
- (6)誓約書[様式7]
- (7)別途プレゼン用資料(※2)

一連にして10セット(片面)作成し、それらをフラットファイルに綴って提出すること。

様式2は原本1部を押印(代表印)し、他はそのコピーを用いること。

【追加】以下については 1部 提出

- ・ 納税証明書(法人税、県税、市町村税)
- ・ 定款又は履歴事項全部証明書
- ・ 決算報告書(直近2事業年度分)

(※1)積算書の費目は以下の内容とし、各積算費目の内訳と単価を記載すること。

- 直接人件費
- 直接経費(旅費、印刷製本費、広告料、使用料及び賃借料、消耗品費等)
- 再委託費(再委託が可能な範囲等は仕様書を確認すること。)
- 一般管理費(直接人件費+直接経費-再委託費)×10%以内とすること
- 消費税(旅費、使用料等の単価にすでに消費税が含まれている場合には、消費税相当額を除いた上で経費を計上すること。

(※2)(7)を用いる場合は、(2)(4)の内容を盛り込むこと

### 14 受託事業者の選定

#### (1) 選定の方法

- ① 沖縄県商工労働部内に設置する評価委員会において、各提案内容を審査し、優先順位を決定する。
- ② 提案内容の審査は、提出された書類に基づく書類審査を行い(1次審査)、1次審査に合格した事業者を対象に、評価委員会において応募者によるプレゼンテーション審査を行う(2次審査)。なお、プレゼンテーションについては、提出期限までに提出された書類を基に行うものとし、それ以外に提出された書類等については、審査対象外とする。
- ③ 評価委員会は非公開で行い、審査経過等に関する問い合わせには応じない。
- ④ 評価委員会により選定した事業者が辞退した場合、又は、県との委託に関する協議が整わなかった場合には、次順位以降の者を繰り上げて、選定できるものとする。
- ⑤ 一定水準を満たした提案がない場合、該当者なしとする場合がある。

#### (2) 主な評価項目

- ① 適合性(本事業と提案内容の適合)
- ② 実効性(スケジュール、実施体制、商流構成事業者協力状況)

- ③ 具体性／適切性(提案内容の具体性/積算の適切性)
- ④ 継続性(貿易事業の継続性)
- ⑤ その他(県内他事業者への波及効果等)

#### 15 委託契約について

本事業は国庫補助を受けて沖縄県が実施する事業であり、委託業務の内容や積算項目等については、予算や諸事情により変更することがあります。

#### 16 その他留意事項

- (1)書類提出にあたり使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2)書類作成及びプレゼンテーションの出席に要する費用は、応募者の負担とし、提出書類は返却しないものとする。
- (3)提出書類、審査内容、審査経過については公表しない。
- (4)契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付する必要がある。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の各号(下記条文(抜粋)参照)のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
- (5)受託事業者の選定にあたっては、提案された内容を総合的に評価・決定するため、具体的な内容と進め方は、県と受託事業者間で協議のうえ実施することとする。よって、企画提案された内容をすべて実施することを保証するものではない。
- (6)事業終了時には、証憑を検査し実際に要した額を確定した後、その支出した額を契約額の範囲内で支払う。なお、契約締結後、委託費の一部(3割以内)について概算払請求を行うことができる。
- (7)契約手続に関する費用は、受託する事業者の負担とする。
- (8)その他、公募に係る詳細は、企画提案仕様書による。

【担当】〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁8階  
沖縄県商工労働部アジア経済戦略課 販路開拓班 宮城  
TEL:098-866-2340 FAX:098-866-2526 MAIL:aa050075@pref.okinawa.lg.jp

(参考) 契約保証金について

<沖縄県財務規則>

第 101 条 地方自治法施行令第 167 条の 16 第 1 項の規定による契約保証金の率は、契約金額の 100 分の 10 以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 地方自治法施行令第 167 条の 5 及び地方自治法施行令第 167 条の 11 に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去 2 箇年間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。